

知識社会学としてのリスク社会論

—ウルリヒ・ベックのリスク社会論(2)—

Theory of Risk Society as a Kind of Sociology of Knowledge

—A Study of Ulrich Beck's Theory of Risk Society (2)—

飛田 満
Mitsuru TOBITA

Keywords : Ulrich Beck, risk society, scientific rationality
キーワード : ウルリヒ・ベック、リスク社会、科学的合理性

1. はじめに

知識社会学 (Wissenssoziologie) とは、広義の知識と社会との関係を研究する社会学の一分野である。知識を研究する学問としては論理学や認識論などもあるが、論理学や認識論が知識をそれ自体としてその構造や規則などを内在的に研究するのに対して、知識社会学は知識をその外在的な社会的条件や状況などと関連させて研究する。そこで小論の目的は、ウルリヒ・ベックのリスク社会論を広義の知識社会学として理解することで、リスク社会 (Risikogesellschaft) における知識と社会との関係について問い直してみることである。

ウルリヒ・ベック (Ulrich Beck, 1944~) は元ミュンヘン大学教授、現代ドイツを代表する社会学者で、とくにリスク社会論の第一人者である。1986年、チェルノブイリ原発事故の年に出版された著作『リスク社会—新しい近代への道』は世界的なベストセラーとなった¹⁾。そのセンセーショナルな時代批判は今日でも多くの注目を浴びており、アカデミズムとジャーナリズムの両世界に大きな影響力をもっている。2011年には、福島第一原発事故を受けて設置されたドイツ政府の「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」委員も務めた。

アルミン・ナッセヒは、リスク社会という「社会学的な社会概念」を取り上げて、「この概念は、当時まだソビエト下にあったチェルノブイリの原発事故の年に出版されたベックの著作とともに、結局それが論じられるために相応しい基盤が存在しないにもかかわらず論じられなければならないというパラドクシカルな状況にある社会に貼られるレッテルとなった。この概念は、〈現実とはますます安全性と危険性からなる図式主義に従って認知的に構成され知覚されるものだ〉ということのための暗喩となった」と論評している²⁾。

筆者は、すでに前稿「リスクとは何か、リスク社会とは何か」において、『リスク社会』の第一部第一章「富の分配とリスクの分配の論理」に拠りながら、「近代化に伴うリスク」(Modernisierungsrisiken)とはどのようなものか、またそのようなリスクに曝されるリスク社会とはどのようなものかに着目して、ベックの説く「リスク社会」の輪郭を描き出すことを試みた。そして次のような言葉を暫定的考察の結びとした。

地球温暖化、放射能汚染、有害化学物質の越境移動、生物多様性の危機……。人類は近代化を推し進める中で物質的豊かさを手に入れたが、その見返りとして手に負えないようリスクを背負い込んだ。ここにリストとは、近代化の副産物、いわば人類が自ら蒔いた種である。この近代化と産業化の発展に伴うリスクが、いまや地球的規模で生命を危険に曝し、生活環境や文明社会を脅かしている。私たちは高度経済成長期以降、階級社会からリスク社会への転換期に突入した。そして東日本大震災と福島第一原発事故を経験した私たちは、なおいっそうベックのリスク社会論に学ばねばならないであろう³⁾。

以上のことを踏まえて、小論では以下に『リスク社会』の第一部第二章「リスク社会における政治的知識論」に拠りながら、リスク社会における知識と社会との関係について、知識社会学・社会論的な視点から検討してみたい。その際、先ずリスク社会とは経験を欠いた知識に依存する社会であることを確認し(2)、次にリスク社会における「科学的合理性」と「社会的合理性」の相関をめぐって、とりわけ因果関係の証明の難しさと許容値規定の疑わしさに焦点を当て、科学的合理性の構造的欠陥と限界について吟味する(3)。さらにリスクが認知されるためには科学が信頼されなければならないが(4)、ひとたびリスクが認知されると政治的・社会的な原動力が生まれること(5)、そしてリスク社会では自然が社会化されることにより、自然の危機が地球的規模での社会の危機に転化すること(6)を、ベックの行論に従って考察してみたい。

2. リスク社会では知識が存在を規定する

ベックは19世紀の階級社会と今日のリスク社会との比較から説き起こす。まず共通点として、どちらの社会においても、人類の多くが体験する破局的事象は、社会の近代化と産業化の過程と結びついている。そしていずれの局面にあっても生じるのは、人間の生活条件に対する猛威と脅威を伴った介入である。それは生産力の増大や市場の制約や所有と権力の関係がある段階に達するときに起こる。ただしこうした破局はそのつど別の様相を呈する。19世紀では物質的貧困化、窮乏や飢えとして現れたが、今日では生命の自然的基盤に対する脅威と破壊として現れる。しかしこうした危険の内容とそれを生み育んだ「近代化のシステム」は比較可能である。この近代化のシステムには市場・競争・分業といった固有の力学が内在する。今日ではそれがすべて地球的規模になったということである。

これに対して、階級社会における危険への曝され方とリスク社会における危険への曝され方

とは本質的に異なっている。階級社会における個人的・社会的な悲惨さは直接体験される。ところがリスク社会における文明に伴う危険は捉えどころがない。一次的経験とは直接関わりをもたない科学的知識の中ではじめて意識化される。「今日脅威であるのは、絶対的かつ無限定的な否定形 (NICHT)、つまり想像できない、把握できない、全く～できない (Un-) という否定形がつきまとうことである」。⁴⁾ 図式的に言えば、「階級の状況では存在が意識を規定したが、リスクの状況では反対に意識 (知識) が存在を規定する」。⁵⁾ ここで決定的なのは、一つには知識の種類が違うことである。つまりリスク社会ではその知識は自らの経験を欠いている。もう一つは、リスク社会ではそのような知識に深く依存していることである。この知識への依存はあらゆる次元でリスクをリスクとして定義する場合に関わってくる。

階級の状況では、例えば失業に伴う潜在的脅威は、いかなる当事者にとっても自明である。それを知るために特別な知識手段は必要でない。脅威に曝されていることは明白であり、この意味で知識には依存していない。これに対して、日常飲むお茶にDDTが含まれていることや、新品のキッチンユニットにホルムアルデヒドが含まれていることを知った者は、全く異なった状況に置かれる。自分が曝されている脅威がどれほどのものか、自分の知識や経験では決めることができない。DDTが含まれているのか、ホルムアルデヒドが含まれているのか、また含有量はどの程度なのか、短期的あるいは長期的にみてどの程度有害なのか、自分では知ることができない。これらについて自分では判断することができず、他者の知識に依存し、また他者の予測や議論に委ねざるを得ない。

ここからベックによれば、以下のことが帰結する。「リスク社会に関する政治社会学及び理論はその核心において知識社会学 (Wissenssoziologie) である。それは科学に関する社会学 (Wissenschaftssoziologie) ではなく、むしろあらゆる知識の混ぜ合わせ、知識のアマルガム、知識のアクター (当事者) についての社会学である。そしてそれらの知識の拮抗する関係や対立、基礎づけや主張、誤謬や非合理性、真実や不可能性についての社会学である」⁶⁾。

しかしいずれにせよリスク社会においても、最初には潜在的であった脅威が顕在化する。目に見えなかった危険が目に見えるようになる。自然の被害や破壊がますますはつきりと目に見え、耳に聞こえ、鼻で嗅げるようになる。例えば森林の枯死、河川や海の汚染、スモッグに侵された建物や記念碑、有毒物質による事故やスキャンダルや大惨事。このようにリスクが潜在性を脱し、意識化されることが多くなる中で、次のようなことが起こる。第一にリスクを科学の対象とすることが増加する。第二にリスクをビジネスの対象とすることが増加する。リスクの指摘は単なる批判だというのは間違いである。リスクは主要な経済的推進力の一つでもある。産業システムは自らが生み出した弊害からも利益を得ている、そしてそれがまた結構悪くない。

空腹は鎮めることができ、需要は満たすことができる。しかしリスクは「底なしの需要の桶」であり、とめどもなく際限もない。リスクの定義を変えることにより、全く新しい需要と市場が作られる。とくにリスクを回避するための需要はさまざまに変化する。リスクはどのよ

うな解釈も可能であり、どのような因果関係の推定も可能である。その需要は限りなく増大する。生産と消費はリスク社会の形成とともに全く新しい段階に入る。これまでは商品生産の起点として需要が設定され操作されてきたが、この需要の代わりに自己生産可能なリスク（需要を生むリスク）が登場する⁷⁾。

3. 科学技術の合理性はもはや機能不全になっている

(1) 因果関係の証明の難しさ

リスクが意識化される過程は、部分的に対立し部分的に重なり合う「科学的合理性」と「社会的合理性」の両者の主張が競い合う戦いの過程として再構成されなければならない。この意味で、文明に伴うリスクを科学と社会が認知し評価する際に両者が従う論理や非論理、対立点や重複点が解明されなければならない。その際、次のように問うてみなければならない。科学によるリスク認知の構造的欠陥と誤謬の源泉はどこに根ざしているか。また反対に、社会によるリスク認知はどこまで科学的合理性に依存しているか。

ベックのテーゼはこうである。「科学技術に対して批判や懐疑が生じる原因は、批判者の非合理性にあるのではなく、増大するリスクと文明に伴う危険に直面して、科学技術の合理性がもはや機能不全（Versagen）になっていることにある」⁸⁾。科学はその置かれている状況からして、文明に伴うリスクに適切に対応できるとはともいえない。科学はリスクの発生と拡大に大いに関与しているからである。むしろ科学は、産業が世界中で空気・水・食品などを汚染し、植物・動物・人間を弱らせ死に追いやるのを堂々と支援してもいる。

ベックがリスクの程度や範囲に関して科学技術が犯す誤りの比類のない事例として「核のリスク」に対して犯す誤認と過小評価を挙げているのはもっともなことである。原子物理学や原子力技術が犯すこの「罪業」的な行為は、個人によってあるいは事故によって起こる偶然ではない。むしろこの破壊的行為の苛烈さを通して我々は、科学技術が自ら生み出したリスクと関わる際の、決定的・構造的な誤りの源泉に気づく。その誤りの源泉とは「生産性を向上させる努力の中で、それと結びついたリスクは、いつも無視されてきたしつねに無視されるということである」⁹⁾。

科学技術の最大の関心事は、生産性の向上による利益である。これと結びついた危険性については、二の次どころか、もっと後になって初めて考慮されることもしばしばである。リスクを生産しておきながら、それを正しく認識できない最大の理由は、科学技術の合理性が「経済しか見えない単眼的性格（ökonomische Einäugigkeit）」にあるからである。経済的に見合うかどうかの可能性については、明確な予測が立てられ試験が行われ検討が行われるが、リスクについては暗中模索の手探り状態で、「予測しない」リスクや「想定外の」リスクに出会って初めて、心底驚き仰天するというのである¹⁰⁾。

ベックによれば、科学性の基準を高めることにより、危険と認定され研究すべきとされるリ

スクの範囲は狭くなってしまふ。そして結果的に科学が暗に「リスク増大の許可証」を与えることになる。あえて言えば、科学的分析の純粹性にこだわることは、大気・水・土壌・食品や、植物・動物・人間の汚染につながる。つまり科学性を厳密にすることにより、生命の危険を容認しあるいは助長してしまう。こうして厳密な科学性と危険性とは密かな連帯関係にあることが明らかになる。ここで重要な鍵となるのは、もちろん因果関係の推定を確認することである。しかしこの因果関係を証明することは、すでに科学理論的な根拠づけからも、ほとんど不可能なくらいに困難である。そこで興味深いのは、因果関係の証明という「品質改善策」(Gütehebel)によってリスクの認定過程が操作されてしまうということである。

これは同時に、そのつど「合理性」が「非合理性」に変わり得ることを示すよい例である。たしかに因果関係の厳密な証明を要求することは自然科学的な合理性の核心部分である。また厳密であり自他ともに揺るぎないことは自然科学的なエートスの中心価値でもある。しかしこの原理はリスク社会とは異なる問題状況および時代思潮に由来するものである。いずれにせよこの要求は、近代化に伴うリスクに対しては根本的に相応しくない。実際、有害物質が国境を越えて行き来しているところで、それを勘定に入れて有害物質の影響を把握し測定しえたとしても、個々の物質の個々の製造者が特定の病気（それもしばしば他の要因によっても誘発され助長される病気）と直接因果関係にあると見なすことは、明らかにできない相談である¹¹⁾。

ここでベックは、因果関係の証明の有効性を判断するに当たって異なる基準が適用されている国の事例として日本の公害裁判を紹介している。日本では、裁判官はこう裁定した。リスクが世界的規模で相互に関連している状況では、厳密な自然科学的な因果関係の立証ができないとしても、それを被害認定のための不利な材料とはしないというものである。そしてこの原則はその後すべての被害に対して適用された。有害物質の成分や量と特定の病気との相関関係が統計的に実証されれば、裁判官はそれだけで因果連関を認定する。そうなると有害物質を発生させた企業は法的な責任を負い、相応の損害賠償の支払いの判決を受ける。日本では、こうした理由で多くの企業が、注目を集めた公害裁判の末に、巨額の補償金の被害者への支払いを余儀なくされた¹²⁾。

(2) 許容値規定の疑わしさ

ベックが次に取り上げるのは「許容値」(Grenzwert) 規定の疑わしさである。許容値とは、つまり大気・水・食品の中にあることが許容される有害・有毒な残留物の値である。許容値によってその範囲は限定されるものの、有毒物質の生産が許されると同時に公に認められる。汚染を制限する者が同時に汚染に同意したことにもなる。これは現在許可されているものが、たとえどんなに有害であったとしても社会的な定義では無害であることを意味する。許容値によってなるほど最悪の事態は避けられるかもしれないが、しかしこれは自然と人間を少しなら汚染してもよいという「お墨付き」を与えることにもなる。したがって、許容値規定においては汚染の防止が問題ではなく、むしろ汚染がどこまで許容されるかが問題である。

そこで次の問題として、そもそも汚染を容認するとなれば、たしかに許容値規定が必要である。しかしそうなると、今度は規定に含まれていないもののほうが、規定に含まれているものよりも重大である。というのは、規定に含まれていないものは規制の対象とならず、有毒物質とは見なされない、その結果、自由にどんどん放出されても構わない、ということの意味からである。許容値規定が沈黙を守っている「空白部分」(weiße Flecken)が、かえって最も危険であることを語っている。それについて規定が語っていないものが、我々を最も大きな脅威に曝すことになる。要するに、許容値規定の根底にあるのは、まだ把握されていないもの、あるいは把握不可能なものには毒性がない、という非常に疑わしく危険で「誤った推論」(Fehlschluß)である。

言うまでもなく、許容値規定には有害物質の全系列がリストアップされているわけではない。化学物質の生産量と使用量に比べて、その範囲も速度も有害物質のリストアップは絶望的なまでに遅れをとっている。アメリカ環境庁が数年前から発している警告によれば、毒性が不明で、濃度の測定も行われず、規制を行っても潜在的有害性を防ぎえない無数の化学物質がある。これに対して各種の数値が把握されている有害物質といえども、その数値の信頼性を過大に評価すべきではない。そうした化学化合物はすでに400万種を超え、しかもその数は増大する一方であるという¹³⁾。

許容値とは人間と自然がもつ「耐性」(Verträglichkeit)を考慮することだというもっともらしい見解もある。しかし人間も自然も、つまりは大気や水や食品や家具などに含まれているあらゆる有害物質や有毒物質の受け皿である。とすれば、これらの耐性の「総和」(Summierung)を確定しようとする者は、個々の有害・有毒物質の許容値の「総和」を把握しなければならない。しかしこれは、様々な種類の毒物をすべて合計すると、単純合計以上にその毒性が高いという前提に立てば、そもそも完全に誤った仮定から出発している。個々の有毒物質が重なったときの「複合作用」(Zusammenwirken)についても、同様のことが言える。このあるいはあの有毒物質が、このあるいはあの濃度において、有害あるいは無害だということが分かって、これらの有毒物質の残留物が何種類も重なったときの複合作用について何も分からなければ、どれほど役に立つのだろうか。

ここでは有毒物質の「総和」に関しても「複合作用」に関しても「論理の破綻」が見られるが、これは決して偶然ではない。個々の有毒物質が別々に毒性を発揮するという誤った前提に立つ場合には構造的に発生する問題に基づくのである。要するに、一方で許容値を規定することで汚染を部分的に容認しておきながら、他方でいくつもの毒物の総和、毒物が重なったときの複合作用が、いかなる結果を引き起こすかについて考える努力もしないのは、まるで人を茶化しているか皮肉っているかのように見える、とベックは痛烈に批判する。

ベックは続いて、許容値が科学的に規定される仕組みについて論じている。それによると、許容値規定はすべて少なくとも二つの誤った推論に基づくという。第一の誤りは、動物実験の結果から人間の反応を推論する誤りである。例えば二種類の動物実験で、TDCC(四塩化ジベ

ンゾダイオキシン)の発がん性が認められたとする。そこでどうやってこの動物実験の結果から、この毒物に対する人間の耐性が推論されるのか。動物実験はいずれにせよつねに人工的な条件のもとでの限定的な問題に対する解答を与えるにすぎない。また明らかに多くの場合、動物により反応が極端に異なっている。とすれば、このような動物実験の結果から人間がどこまで毒物に耐えられるかを導き出すためには千里眼のような(hellseherisch)能力が必要である、とベックは言う。

第二の誤りは、実際に物質が出まわってみてはじめて、それがどんな影響を及ぼすかが分かる、という点を見過ごすところにある。人体への影響について信頼のおける研究をしようとするれば、やはり人間を実験の対象としなければならない。しかし有毒物質は大気や水や食品の連鎖などを介して、ありとあらゆる経路で人々のもとに運ばれる。ここからして行われたはずの人体実験が行われていないことになる。正確に言えば、人体実験はたしかに行われている。例えば実験動物と同様に、ある一定量の毒物を人間に投与している。しかし人間の反応については不透明であるし、科学はこれを動物実験のように体系的に管理したり、データを収集したり、統計的に評価したり、相関関係を分析したりすることはできないのである¹⁴⁾。

(3) 岐路に立つ科学的合理性

ベックによれば、あまりに専門化が進みすぎると、専門と専門の間から、あたかもザルの目を通り抜けるように、リスクがこぼれ落ちるようになる。「リスクとは専門と専門の間に横たわるものである」¹⁵⁾。そこでこのリスクを克服するためには、慎重に引かれ大事に守られている境界をすべて取り払い、見通しをよくして専門間の協働を可能にする必要がある。リスクはあらゆる区別にまたがって横たわる。つまり専門と専門の間だけでなく、理論と実践の間にも、倫理と科学の間にも、そして科学と政治や経済などの一見区別されている領域の間にもまたがって存在する。してみれば、サブシステムと機能領域の区別をなくすこと、専門家間の新たなネットワークを形成すること、分業化された仕事を統合してリスクの入る隙間を与えないこと、これらがリスク社会におけるシステム理論とシステム組織論の枢要な課題となる。

科学技術が「歴史的岐路」(historische Zäsur)にさしかかっていることは、いよいよ明らかである。ここで選択すべき道は二つある。一つは、19世紀以来の踏みなれた道をさらに進み、作業を続け思考を続けることである。しかしこれでは、科学技術はリスク社会の問題状況を、古典的な産業社会の問題状況と取り違えることになる。もう一つは、リスクを真に予防し克服することであり、これを自らの挑戦課題とすることである。その場合には、科学技術は合理性についての、また認識と実践についてのイメージを、またそれとともにこれらのイメージが現実化した制度機構を、見直し変革していかなければならない¹⁶⁾。

4. 科学的に認められない限りリスクは存在しない

科学的合理性とは、我々がそれに対して反証を挙げながらも、最終的にはそれを自らの拠りどころとせざるをえないもの、つまりそこから自分自身の正当化を手に入れるものである。我々は早くから「科学的に認められない限りリスクは存在しない」¹⁷⁾ という厳しい原則に突き当たる。少なくとも法律的・医学的・技術的・社会的にはリスクは存在しない。したがって防止されることも、処置されることも、補償されることもない。このように科学的判定が真理を独占しているので、その被害者たちは自分たちの要求を押し通すために、あらゆる手立てを尽くして科学的分析を利用せざるをえないが、しかし同時に科学的分析を修正することもしなければならない。

してみれば、この科学的合理性の「脱神秘化」(Demystifizierung) はきわめてアンビバレント(両面価値的)な意味をもつことになる。つまり一面では、我々は科学を用いて論証を行う場合、いわば転轍機のレバーを切り替えて科学という列車を、あるときは、科学は信頼できる(危険ではない)とする方向に走らせるが、またあるときは、科学は信頼できない(危険である)とする方向に走らせる。そして他面では、科学的判定のこのような不確実性のために、リスクと認定されないがリスクと推定される、あいまいなグレーゾーンも広がってしまう。

これに対応して、被害者のリスク意識の中にも、多くの場合「科学批判的な意識」と「科学信仰的な意識」の二種類の意識が混在する。それは本質的に「科学によって規定され方向づけられたリスク意識」である。というのは、そもそもリスクをリスクとして知覚し、自らの思考や行動の基準とするためには、多くの場合、事象的にも時間的にも空間的にも離れている諸要因の間に、原理的に目には見えない因果関係があることを信じなければならない。そしてこのことは「目に見えないものはそれ以上の意義をもつ」ということを意味している。

基本的に知覚されないもの、単に理論的に導き出され、計算されただけのものが、文明社会のリスク意識にあっては、個々人の思考や知覚や経験において疑う余地のない存在となる。日常の思考における「経験の論理」がいわばひっくり返される。我々はもはや自分の経験から一般的な判断に至るのではなく、自分の経験していない一般的な知識が、自分の経験における決定的な中核となる。ベックの表現を用いれば、リスク意識にあっては、もはや「間接的にも経験しないこと(Nichterfahren aus zweiter Hand)」が重要になる¹⁸⁾。

5. リスクをリアルなものとして経験するときリスクはリアルなものとなる

ベックによれば、「近代化に伴うリスクがひとたび認知されると、リスクは比類のない政治的原動力(politische Dynamik)を発揮する」¹⁹⁾。生態学的な影響や健康に対する影響は、いくらでも仮想したり、正当化したり、過小評価したり、脚色したりできるかもしれない。しかし生態学的な影響や健康に対する影響がひとたび信じられると、それらは社会的・経済的・政

治的・法律的な影響力をもつようになる。ベックは次のように表現する。「人間がリスクをリアルなものとして経験するとき、リスクはリアルなものとなる」²⁰⁾。しかしながらリスクがこの意味でリアルなものとなるならば、リスクは社会的・政治的・経済的な権限の枠組みをかき乱す。近代化に伴うリスクが認知されると、増大する危険からの圧力によって、独特の政治的争いの火種が形成される。そこでは許容値の相対的性格が暴露され、例えば有害物質の放出量や放射性物質の被曝量など、厳格な技術的・経済的な「定数」とされていたものが、政治的に変更することができる「変数」とされる。

ベックによれば、危険の脅威のため、かつての緊急問題はその緊急性を失い、それと並行してその緊迫した状況から、非常事態における統制政策が強化され、その政策の介入と権限の拡大が促進される。そしていよいよさし迫る危険の脅威のもとに、ますます責任の所在が定義し直され、行動の権限が集中化される。近代化の過程の個々の事柄のすべてが、官僚的な「管理」と「計画」のもとにおかれる。結果として近代化に伴うリスクが認知され、その中に含まれる危険が増大するとともに「体制的部分的な変革」が行われるとされる。この「擬似的革命の状況」(quasirevolutionäre Situationen)は、一方では正常な状態という隠れみのの背後に隠れ、他方では全権委任という破局的内実を伴っている。したがって「リスク社会は革命的社会ではなく、むしろそれ以上のもの、すなわち破局社会(Katastrophengesellschaft)である。そこでは例外的状態が正常な状態になる怖れがある」²¹⁾とベックは警告する。

ベックはここで、ドイツの「環境問題審議会勧告」を引き合いに出す。この勧告では、当局の「管理」や「認可」や「監督」といった表現が多用されている。この勧告の特徴は、環境汚染の重大さに応じて段階別に広範囲に及ぶ当局の「介入」や「計画」や「操作」を可能にすることと、その法的根拠が要求されることである。例えば「農業に関する情報と監視のシステムの整備」について述べられる。科学的に精密な現状調査に基づく「総合的な地域計画」の必要性が提唱される。農家が前もって申請すべき「肥料の使用許可」や肥料の種類・量・散布の日時について具体的に定められた「拘束力のある肥料計画」について述べられる。さらにこの「計画に則った施肥」を保証するためには、他の「保全措置」とともに、企業別、地域別、および地域を超えた「環境監視システム」の整備が必要であるとされる。要するに、この勧告には「科学的で官僚的な権威主義」のパノラマが描かれている、というのである²²⁾。

まさに危険の増大とともにリスク社会において、民主主義に対する全く新しい種類の挑戦が生まれる。リスク社会は危険に対する防衛のために「正当なる」全体主義的傾向をもつ。ここに政治的に民主主義的な体制は、板ばさみの窮地に陥ることになる。すなわち構造的に生み出される危険に直面して機能不全に至ってしまうか、あるいは権威主義的で公安国家的な支柱によって民主主義的な基本原則を失効させてしまうか、どちらかを選ばねばならない。しかしこのような二者択一を打破することこそ、リスク社会の直面する未来における民主主義的な思考と行動に課せられた本質的な課題である、というのである²³⁾。

6. 自然は社会なしには理解されえず、社会は自然なしには理解されえない

産業化によって生命のための生態学的な自然的基盤が破壊され、それとともに歴史上例を見ないような社会的・政治的な発展の原動力が解き放たれ、その帰結として自然と社会との関係についての考え方も転換せざるをえなくなった。これがベックの「テーゼ」である。しかしこのテーゼは簡潔にも理論的な説明を必要とする。そこでベックは暫定的に「展望」(Ausblick)という形で、いくつかの方向づけを行っている。

ベックによれば、「これまでの考察が総じて意味しているのは、自然と社会の対立の終焉ということである。つまり自然はもはや社会なしには理解されえず、社会はもはや自然なしには理解されえない」²⁴⁾ということである。従来の社会理論の多くは、自然をもって本質的に、あらかじめ与えられたもの、割り当てられたもの、征服されるべきものと考えていた。そしてそれとともに、何か対立したもの、異質無縁なもの、社会とは異なるもの(非社会)として考えていた。この想定が産業化の過程それ自身によって止揚され、いわば歴史的に誤りであることが示された。

20世紀末において、自然はあらかじめ与えられたものでも割り当てられたものでもなく、歴史的に生産されたもの、社会の再生産のために破壊され、あるいは破壊の危険に曝された、いわば「文明世界の内装(Innenausstattung)」となった。つまり、自然破壊が工業生産全体のサイクルの中に取り込まれ、もはや単なる自然の破壊であることをやめて、社会的・経済的・政治的な原動力のための不可欠の構成部分となった。そして自然が社会化されることによって、自然を破壊し自然を危険に曝すことも社会化され、それが社会的・経済的・政治的な矛盾や対立へと転化する。言い換えれば、生命のための自然的基盤に損害を与え、自然を危険に曝すことによって、それが人間にとって地球的規模での社会的・経済的・政治的なシステムを危険に曝すことへと転化する。

しかしこのことによって「リスク社会」という概念の正当性が証明される。古典的な「産業社会」という概念は、19世紀的な意味における「自然と社会の対立」に基づく。これに対して「リスク社会」という概念は、文明の中に取り込まれた自然、あるいは「産業化された第二の自然(Zweitnatur)」から出発する。自然と社会の対立は、リスク社会では「近代化に伴うリスク」の発生と意識化という観点から描かれる。つまり「近代化に伴うリスク」は概念化されカテゴリー化されて、文明に内在する自然に加えられる危害と破壊が社会的に取り上げられ、その危害と破壊の重大性と緊急性について判断が下され、その危害と破壊が排除され処理される措置が講じられることを意味する。あるいは「近代化に伴うリスク」は「科学化された第二の倫理(Zweitmoral)」として、工業に使い果たされて「もはや自然でなくなった自然(Nicht-Mehr-Natur)」に加えられる破壊が社会的に正当に扱われ、有効な対策の要求が行われることを意味する²⁵⁾。

ベックは「最も重要な結論」として次のように述べている。「経済・政治・家族・文化とい

ったサブシステムからなる社会は、近代化の進展の中で、もはや自然から独立した自律的な (naturautonom) ものとして捉えることはできなくなった。環境問題は〈社会の外側の問題〉ではなく、徹頭徹尾 (発生においても結果においても) 〈社会問題〉である。つまり〈人間の問題〉であり、人間の歴史の問題であり、人間の生活条件の問題であり、人間が世界や現実に対してどう関わるかという問題であり、人間の経済的・文化的・政治的な状況に関する問題である。・・・20世紀の終わりには次のように言われよう。自然は社会であり、社会は〈自然〉で (も) ある。今日まだ非社会としての自然について語る者は、我々の現実を捉えることができない前世紀のカテゴリーを用いて話をしているのである」²⁶⁾。

7. おわりに

バックのリスク社会論から読み取れる知識社会学・社会論的に注目すべき点、リスク社会における知識と社会との関係についてポイントを整理してみたい。

第一に、リスク社会とは自らの経験を欠いた知識に深く依存する社会であるということである。ここで自らの経験を欠いた知識とは一般的な科学的知識を意味するが、リスクをリスクとして知覚し認知するためには、目に見えない因果関係を信じなければならない。科学的に認知されない限りリスクは存在せず、存在しない限り防止も処置も補償もされない。自分がリスクに曝されているかどうかさえ、自分の経験によって判断することができない。リスク社会では「間接的にも経験しないこと」が問題になる。

第二に、リスク認知の過程は科学的合理性と社会的合理性の相関過程であるということである。たしかに科学的合理性は、我々が論証する場合にも反証する場合にも正当化の拠りどころとせざるをえないものである。しかし我々は、科学は信頼できる (危険ではない) という論証を行う場合も、科学は信頼できない (危険である) という反証を行う場合も、等しく科学を利用せざるをえない。この科学的判定の不確実性のために、リスクと認定されないがリスクと推定されるというグレーゾーンも広がってしまう。

そこで問題として、まず (科学的合理性というより) 科学技術的合理性は、その生産性向上に対する経済的関心のために、リスクを正しく予測し評価することができず、リスクの発生と拡大に関与してきている。次に因果関係の厳密な証明は科学的合理性の核心部分であるが、因果関係の証明に厳密性を求めれば求めるほど、リスクの認定も難しくなり生命の危険性も高くなる。また有害・有毒物質の「許容値」を規定することは、汚染を制限すると同時に容認することを意味し、許容値を越えなければ社会的定義では無害とされ、規定に含まれなければ規制の対象にすらならない、ということの意味する。しかも許容値規定には有害・有毒物質のすべてがリストアップされているわけではなく (それは氷山の一角にすぎず)、また体内や自然に残留する様々な有害・有毒物質の「総和」や「複合作用」について把握することはほとんど不可能に近い。いずれにせよリスクとは専門と専門の間に横たわるものであり、今日のように専門

分化した状況においては、リスクは予防することも克服することもできないという歴史的岐路に科学技術は立たされている。

第三に、近代化に伴うリスクは科学的知識としてひとたび認知されると、政治的・経済的・社会的な原動力を発揮するということである。すなわち危険の脅威のために、非常事態が宣言され、統制政策が強化され、政策の介入と権限の拡大が促進されるとともに、すべてが当局の計画と管理と監督の下におかれ、官僚主義的・権威主義的な変革・転覆が起こる。しかしこの変革・転覆はエリート（テクノクラート）に全権が委任される「擬似的革命の状況」であり、民主主義に対する全体主義による新たな挑戦と見なされる。

第四に、リスク社会において自然はもはや社会なしには理解されえず、社会はもはや自然なしには理解されえないということである。自然はもはや社会に対立しあらかじめ与えられた征服されるべきものではなく、生産されあるいは破壊されあるいは破壊の危険に曝された社会の不可欠の構成部分である。しかしこのように自然が社会化されることにより、自然を破壊し危険に曝すことが、ひいては地球的規模で社会的・政治的・経済的なシステムを破壊し危険に曝すことへと転化する。産業社会という概念は「自然と社会の対立」という想定に基づくが、リスク社会という概念は「産業化された第二の自然」から出発する。そしてリスクが近代化と産業化の副産物であるとすれば、「近代化に伴うリスク」という概念は、こうした自然に加えられる危害と破壊に対して判断を下し対策を講じようとする「科学化された第二の倫理」にほかならない。

結論として、リスク社会に関する理論はその核心において知識社会学である。リスク社会においてリスクがリスクとして認知されるのは、目に見えない因果関係に基づく科学的知識によることである。しかしリスク認知において、因果関係の厳密な証明を求めることは難しく、また有害・有毒物質の許容値規定も疑わしい。リスクは科学的合理性と社会的合理性の対立の中で操作される。過大評価されることもあれば過小評価されることもあり、いかなる推定も可能でありいかなる解釈も可能である。しかしリスクは科学的知識としてひとたび認知されると、社会的・政治的・経済的な原動力を発揮して、政策や法律の対象となるとともに産業やビジネスの対象となる。

産業社会では自然は社会に対立するものと見なされたが、リスク社会では自然が完全に社会化されることにより、自然の危機が地球的規模での社会の危機に転化する。つまり人間が自然を危険に曝すことはすなわち社会を危険に曝すことである。地球温暖化のリスク、有害化学物質のリスク、放射能汚染のリスク、生物種絶滅のリスク……。あらためて言うまでもなく、環境問題とは社会問題である。それゆえにリスクを予防し回避して、環境問題の解決につなげていくためには、自然と社会との関係について問い直すことはもちろん、リスクの認知をめぐる過程と論理について絶えず批判的に吟味していくことが求められるとすることができる。

【注】

- 1) Ulrich Beck, *Risikogesellschaft. Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main (Suhrkamp Verlag), 1986. ウルリヒ・ベック著 (東廉/伊藤美登里訳) 『危険社会—新しい近代への道』、法政大学出版局、1998年。
- 2) Armin Nassehi, *Risikogesellschaft*, in: Georg Kneer/Armin Nassehi/Markus Schroer (Hrsg.), *Soziologische Gesellschaftsbegriffe*, München (Wilhelm Fink Verlag), 1997, S.254.
- 3) 拙稿「リスクとは何か、リスク社会とは何か—ウルリヒ・ベックのリスク社会論(1)—」(『目白大学人文学研究 第10号』2014年所収) 61-73頁。
- 4) *Risikogesellschaft*, S.68. 『危険社会』79頁。
- 5) *Ibid.*, S.70. 上掲書81頁。
- 6) *Ibid.*, S.72. 上掲書84頁。
- 7) *Ibid.*, S.67-75. 上掲書77-78頁。
- 8) *Ibid.*, S.78. 上掲書92頁。
- 9) *Ibid.*, S.80. 上掲書94頁。
- 10) ウテ・フォルクマンは、この文脈で、近代化に伴うリスクに対して科学に帰せられる権限(責任)について論じている。フォルクマンによれば、社会のサブシステムである科学は、①リスクの生産、②リスクの定義、③リスクの克服、という三様の仕方でリスクと結びついている。このうち①と③の観点においては、科学と経済との間の接続が問題になる。しかもリスクの生産にせよリスクの克服にせよ、経済による科学的認識の技術的応用が問題になる。この意味で科学は直接的にはなく、間接的にのみリスクの生産と克服に関与する。ただし、どの科学的認識が社会で応用されるかの決定は、科学においてではなく経済において下される。この意味でリスクに対して権限(責任)が帰せられるのは、科学ではなく経済である、と論じている。Vgl. Ute Volkmann, *Das schwierige Leben in der Zweiten Moderne—Ulrich Becks “Risikogesellschaft”*, in: *Soziologische Gegenwartsdiagnosen I*, Uwe Schimank und Ute Volkmann (Hrsg.), 2.Auflage, Wiesbaden (VS Verlag für Sozialwissenschaften), 2007, S.29-30.
- 11) *Ibid.*, S.76-85. 上掲書89-100頁。
- 12) *Ibid.*, S.85. 上掲書100頁。1973年に制定された所謂「公害健康被害補償法」は、水俣病・イタイイタイ病・四日市ぜんそくなどの公害裁判を受け、地域と疾患を指定し基準として認定された患者に、医療費や保障費などの給付を国や地方自治体が行い、その経費は汚染物質を排出する企業から徴収するという画期的なものであった。
- 13) *Ibid.*, S.88. 上掲書104頁。1973年に制定された所謂「化学物質審査規制法」は、新規の化学物質を製造・輸入する際に事業者に事前の届出を義務づけ、国がその物質の難分解性や高蓄積性などの毒性を審査し規制する制度。2011年4月には、PCBやDDTなど28種を第一種特定化学物質として、またトリクロロエチレンなど23種を第二種特定化学物質として指定しているが、そもそも世界で工業的に製造されている化学物質は約10万種とされている。
- 14) *Ibid.*, S.85-92. 上掲書100-110頁。
- 15) *Ibid.*, S.93. 上掲書111頁。
- 16) *Ibid.*, S.93-95. 上掲書110-113頁。
- 17) *Ibid.*, S.95. 上掲書113頁。
- 18) *Ibid.*, S.95-98. 上掲書113-118頁。
- 19) *Ibid.*, S.103. 上掲書123頁。
- 20) *Ibid.*, S.103. 上掲書124頁。
- 21) *Ibid.*, S.105. 上掲書126頁。
- 22) *Ibid.*, S.102-106. 上掲書122-128頁。
- 23) ベックは『リスク社会』第一部第二章の改稿「リスク社会における政治的知識論」の中で、人間の「機能不全」が、かえってテクノクラート(科学万能主義)的な「全能の幻想」(Allmachtsvisionen)

に対する予防策となることを指摘している。そして「我々人間は間違える。これはひょっとしたら、我々に残る最後の真理であるかもしれない。我々には間違える権利がある。これを締め出す発展は、独断論か破滅の淵におそらく両方に導かれる」として、リスク社会において官僚主義的・権威主義的な政治的知識論が陥り易い危険性を警告している。Vgl. Ulrich Beck, Politische Wissenstheorie der Risikogesellschaft, in: Gotthard Bechmann (Hrsg.), *Risiko und Gesellschaft*, Opladen (Westdeutscher Verlag), 1993, S.325.

24) Ibid, S.107. 上掲書128頁。

25) Ibid, S.107-112. 上掲書128-134頁。

26) Ibid, S.108. 上掲書129-130頁。

(平成26年11月4日受理)